

商品類型 No.501 「小売店舗 Version1.0【分類 A：大規模小売店舗】（認定基準公開案）」への意見と回答

№	意見箇所	意見内容	回答
1	[基準] 4. 認定の基準と証明方法 A/1/1-2/①/(4)	レジ袋以外の容器・包装材に関する省資源化や使用削減	再生材料やバイオマス材料など環境負荷を低減する材料を利用した包装材の使用については、容器一枚当りの再生材、バイオマス材使用率の基準を定めるべきである。基準についてはエコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.5」等に準ずることでエコマーク製品の普及拡大にもつながる。また、本商品類型設定の目的からも、同時にCO <sub>2</sub> 削減効果も明記公表すべきである。
2	同上	同上	店舗における包装材の削減については、削減量を数値把握しているケースはまだまだ少なく、またその削減方法や数値把握の方法も多種多様な状況です。そこで本認定基準案の策定にあたり、まずは店舗が実施している削減方法や数値の把握方法などの取り組みについて、その削減量を含め（弊事務局ホームページ及び店頭または店舗内で）消費者に向けて公表することから採りあげることになりました。よって、原案通りとします。
3	[基準] 4. 認定の基準と証明方法 A/1/1-2/②/(8)	回収量および回収物のリサイクル方法についての公表	食品リサイクル法に基づく再生利用等の実施率が 45%以上とする要件（基準項目(21)）と同様に、店舗内での容器・包装全使用量に対する再生材、バイオマス材の利用容器・包装の「再生利用容器・包装材使用の実施率」が 50%以上であることとすべきである。
4	[基準] 4. 認定の基準と証明方法 A/2/2-1/(10)	回収量および回収物のリサイクル方法の公表について、下記の 2 点を公表すべき事項に追加すべきである。 ① リサイクル手法（マテリアル、ケミカル、サーマル）の明確化および、トレーサビリティの観点から最終製品を証明すること。 ② 国内循環であるか、海外流出であるか。	ご意見のうちリサイクル手法の明確化については、本基準案において、店舗で回収された容器包装や資源に関する回収後のリサイクル方法の提示・公開を要件としています。なお、その他のご意見については、「小売店舗」において、回収物が最終的にどのような製品に加工されたかまでを把握することは困難です。よって、原案通りとします。
5	[その他]	メーカー・生産者や物流関係者などとの連携による環境活動の実施	地域や自治体との連携による環境活動の実施については、連携する主体について、事業者も加えるべきである。 店舗の資源回収ステーションは消費者の協力のもと回収されているが、消費者は、回収物がどのようにリサイクルされ、再び自分達の生活の中へ再利用されているかの情報を求めている。それに答えるため、リサイクル事業者の工場見学をイベントとして実施する小売業者が増えている。リサイクル事業者は工場を開放し、積極的な対話を継続することで説明責任を果たしている。循環型社会の構築はこのような各主体のコラボレーションによって可能となる。その意味からも事業者も加えるべきである。
5	[その他]	審査料およびエコマーク使用料について	小売業におけるエコ対応については、当該商品、店内での対策等については店舗面積との関係はないと思われる。したがって、認定審査料及びエコマーク使用料は一律にすべきである。まずは、制度を理解させ、普及させることが重要である。
			認定審査料およびエコマーク使用料は、認定審査に伴う人工（現地確認、モニタリングなど）等を勘案し、公益事業の一環として、エコマーク事務局が必要最小限の事業費に基づく金額設定を行うこととします。

意見総数：5 / 意見者数：2名